

尼崎 J R 脱線事故における指定弁護士による公訴提起を受けた会長談話

本日、尼崎 J R 脱線事故について、J R 西日本の歴代社長 3 名に対する公訴が提起されました。これは、去る 4 月 20 日に明石歩道橋事故について当時の明石署副署長が起訴されたことに続き、我が国で 2 例目の指定弁護士による公訴提起であり、「公訴権行使の在り方に民意をより直截に反映させていく」という改正検察審査会法の趣旨が再び実現されたものです。

尼崎 J R 脱線事故は、107 名もの人命が失われるとともに、500 名に近い方々が負傷されたという未曾有の大事故ですが、歴代社長 3 名に対する刑事責任追及の可否については法的に非常に難しい問題があり、検察官は、2 度にわたって不起訴としました。これに対し、神戸第 1 検察審査会が、本年 3 月 26 日に「起訴議決」を出したため、歴代社長 3 名は、強制的に起訴されることになりましたが、当会が推薦し、神戸地方裁判所より公訴の提起及びその維持に当たる者として指定された 4 名の弁護士は、公訴時効の成立まで約 1 か月しかないという厳しい時間的制約下において、膨大な量の捜査記録を精査し、迅速かつ的確に争点を判断して、公訴提起を成し遂げたもので、その職責を十分に果たしたものと考えております。

ただ、指定弁護士の職務は、これで完了したわけではなく、公判においては複雑な争点を整理し、充実した立証活動を行っていかねばなりませんし、場合によっては、補充捜査の必要性が出てくることも想定されます。さらには、被害者等通知制度及び被害者参加制度等による多数の被害者・遺族への対応も必要になってきます。

このように、指定弁護士の職務には、今後も相当な困難があることが予想されますが、当会は、明石歩道橋事故とともに、尼崎 J R 脱線事故についても、引き続き、指定弁護士と緊密に連絡を取りながら、指定弁護士がその職責を全うできるよう、裁判所及び検察庁と適宜協議するなどして、必要なバックアップを行ってまいります。

また、公判においては、指定弁護士に対して、改正検察審査会法の趣旨に沿った活動が期待されることはいうまでもありませんが、その一方、起訴された

被告人に十分な防御権が保障されなければならないことは、明石歩道橋事故について申し上げたとおりで、この視点も看過してはならないと考えます。

当会としては、刑事司法全体の観点から、今後の公判を注視していき、本制度のあるべき姿について検証し、必要な提言をしていく所存です。

2010年（平成22年）4月23日

兵庫県弁護士会

会 長 乗 鞍 良 彦